

令和2年第2回定例会

富良野市議会会議録

令和2年6月10日(水曜日)午前10時00分開会

◎議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第18号(令和2年第1定) 富良野市景観条例の制定について  
日程第 4 所管事項に関する委員会報告  
    調査第 1号 徴税実務の現状について  
    調査第 5号 健康増進に向けた取り組みについて  
    調査第 2号 ワイン事業について  
日程第 5 監査委員報告(例月出納検査結果報告 令和元年度1月分～4月分、令和2年度4月分)  
日程第 6 議案第13号 富良野市教育委員会委員の任命について  
日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 8 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
日程第 9 議案第 1号～議案第12号(提案説明)

◎出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君

保健福祉部長	柿本敦史君	経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君
建設水道部長	小野豊君	看護専門学校長	澤田貴美子君
総務課長	今井顕一君	財政課長	藤野秀光君
企画振興課長	関澤博行君	教育委員会教育長	近内栄一君
教育委員会教育部長	亀淵雅彦君	農業委員会会長	及川栄樹君
農業委員会事務局長	井口聡君	監査委員	鎌田忠男君
監査委員事務局長	佐藤克久君	公平委員会委員長	中島英明君
公平委員会事務局長	佐藤克久君	選挙管理委員会委員長	伊藤和朗君
選挙管理委員会事務局長	大内康宏君		

---

◎事務局出席職員

事務局長	清水康博君	書記	大津諭君
書記	佐藤知江君	書記	向山孝行君

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日をもって招集されました令和2年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

## 開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

小 林 裕 幸 君  
大 栗 民 江 君  
宮 田 均 君  
渋谷 正文 君  
松 下 寿美枝 君  
後 藤 英知夫 君  
宇 治 則 幸 君  
水 間 健 太 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

小 林 裕 幸 君  
大 栗 民 江 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第12号及び報告第1号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第13号及び諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、6月3日に告示されました令和2年第2回定例会が本日開催されるに当たり、6月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、24件でございます。

うち、議会側提出事件は9件で、内訳は、付託案件委員会報告1件、事務調査報告3件、例月出納検査結果報告5件でございます。

市長よりの提出事件は15件で、その内訳は、予算2件、条例10件、人事2件、報告1件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告、全国市議会議長会議員勤続表彰状の伝達がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、第1回定例会において継続審査となった議案第18号について、総務文教委員会より報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、監査委員報告を受け、議案第13号及び諮問第1号の審議を願います。

その後、報告第1号の報告を受け、次に、議案第1号から議案第12号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月11日、12日、15日、16日は議案調査のため、13日、14日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の6月17日、第3日目の18日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月19日、22日は議案調査のため、20日、21日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第4日目の6月23日は、事件外といたしまして、全国市議会議長会からの議員勤続表彰状の伝達を行い、議案第1号から議案第12号の審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見書案等の提出期限につきましては、6月17日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、令和2年第2回定例会の会期は、本日6月10日から6月23日までの14日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

なお、本定例会における傍聴席については、さきの第2回臨時会に引き続き、隣り合って着席ができないようにしておりますので、傍聴者におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げましたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は6月10日から6月23日までの14日間とし、うち11日、12日、15日、16日、19日、22日は議案調査のため、13日、14日、20日、21日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒岩岳雄君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から14日間と決定いたしました。

## 行 政 報 告

**○議長（黒岩岳雄君）** この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

**○市長（北猛俊君）** -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症拡大による新年度事業への影響について。

国、北海道による非常事態宣言の発出から、外出等自粛要請期間が長期化し、全国における経済活動がほぼ停

止の事態となり、市民生活はこれまでに例を見ない厳しい状況にあることから、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むため、市政執行方針で掲げている施策等について、おくれることを想定しております。

宿泊税の条例化の取り組みについては、観光振興財源検討有識者会議の提言を受け、年度初め早々に推進する予定でございましたが、関係対象となる宿泊事業者が被害を直接受けており、また、当面する宿泊客確保の事業展開を模索中であること、新庁舎建設事業についても、市内情勢の見きわめが必要な状況にあるため、事業協議を行ってきている国や北海道と時期や期間について綿密に調整しながら進める必要があることから、それぞれ予定どおりの時期で進むことは難しいと考えております。

2、要望運動について。

（1）公共事業発注における富良野圏域建設事業者等の参加機会確保について。

富良野圏域連携協議会会長として、5月27日に北海道上川総合振興局に対し、地域経済を持続させ、雇用を維持するため、公共事業発注に当たり、富良野圏域建設事業者など地元事業者の参加機会確保について要望してまいりました。

（2）JR富良野線利用客確保の取り組みについて。

6月4日にJR北海道旭川支社に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用客の減少が想定される富良野線について、本年、富良野線全線開通120周年の記念の年を迎えるに当たり、利用客確保の取り組みとして、記念事業の開催や例年実施して好評である観光列車等の運行継続について要望を実施いたしました。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3 （令和2年第1定）

議案第18号 富良野市景観条例の制定について

**○議長（黒岩岳雄君）** 日程第3、前会より継続調査の議案第18号、富良野市景観条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

**○総務文教委員長（佐藤秀靖君）** -登壇-

総務文教委員会より、令和2年第1回定例会において付託されました議案第18号、富良野市景観条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本条例は、富良野らしさの自然環境を守る条例の理念を受け継ぎ制定するもので、景観法に基づく景観行政団体として、将来にわたり、本市の良好な景観形成を図り、新たに基本理念と届け出の対象となる行為について規定

し、農業と観光の調和のとれた景観形成を目指すものです。

これまでの富良野らしさの自然環境を守る条例は、平成2年に制定され、事業実施等における環境悪化や紛争の未然防止を行い、環境の保全に取り組んできたところではありますが、制定後30年を経過し、近年、外国人入り込み数の増加や宿泊施設の建設が活発化するなど、取り巻く環境が変化してきており、これに対し、平成29年に都市計画法に基づく景観地区として北の峰エリアを指定して対応を図ってきたところです。

また、観光庁が平成28年に発行した明日の日本を支える観光ビジョンにおいて、令和2年をめどに主要な観光地において景観計画の策定を目標とされたことを受け、本市においても、特性を生かした観光を推進する上でも秩序と調和をもたらす全市的な景観形成を図る必要性が高まっていることから、本条例を制定するものです。

本委員会では、担当部局に本条例の運用と規定の解釈に関する説明のほか、資料の提出を求め、慎重に審査を進めてまいりました。各委員からは、第2条に規定されている基本理念のほか、富良野らしさの自然環境を守る条例と本条例との違い、または、基本理念のほか、受け継ぐべき事項について質疑が行われたほか、景観に限らず、環境保全に対する運用などについて確認を行ってきたところでもあります。

協議の結果、全会一致により、富良野市景観条例の制定については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、審議内容及び結果を申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒岩岳雄君）** ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員会報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒岩岳雄君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4 所管事項に関する委員会報告

---

**○議長（黒岩岳雄君）** 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、徴税実務の現状について。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

**○総務文教委員長（佐藤秀靖君）** -登壇-

総務文教委員会から、令和2年第1回定例会で許可を得ました調査第1号、徴税実務の現状について、調査の経過を報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む徴税実務の現状を把握し、市税概要等を参考に、直面する課題と対策について調査を進めてきました。

本市における市税や使用料などの公金の収納対策としては、富良野市債権管理条例を制定し、公平かつ公正な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的として債権管理に取り組んでいるほか、市税等収納対策プロジェクト会議により、市税や使用料の収納率向上に向けた取り組みを行っているところであります。また、夜間窓口を設置し、納税通知書の発付時期である5月から年内12月の期間、毎週木曜日の夜8時まで開催し、広報等による告知もあり、利用者数が増加している傾向にあります。

滞納者への取り組みとしては、督促や催告などの手続を経てから滞納者の財産調査等を実施し、訪問調査や分納誓約、市外在住の滞納者に対する直接徴収や嘱託徴収を行いながら、地道な徴収事務に取り組まれているところであります。これらの取り組みにより、本市の収納率は全道の市平均を上回っており、担当部局の努力が功を奏していることが認められ、評価に値するものであります。

本委員会では、これまで述べた経緯と現状を踏まえ、意見交換を行ったところ、次の5点について意見の一致を見た次第です。

1点目に、市税納入のための口座振替利用の一層の勧奨について。

本市の口座振替利用率は、平成30年度で51.74%と全道平均を上回る状況ではありますが、うっかり未納の防止や業務効率向上等を考慮したとき、さらなる利用の勧奨が必要と考えるものであります。

他の自治体では、原則として市税納入は口座振替としているところもあり、転入時の口座振替勧奨を徹底すること、加えて、市税の督促時に口頭による口座振替の勧奨を行うなど、なお一層の取り組みが必要と考えるところであります。

2点目に、費用対効果を勘案した新たな納付方法の推進と検討について。

本市においては、新たな納付方法として平成30年度にクレジット収納を開始し、平成31年度の収納については調査時点で622件が確認されたところであります。これは、

1点目の口座振替でも述べたように、うっかり未納や業務効率向上に加え、納付機会の拡大が期待できると考えるところです。

このことから、他自治体で導入が進むコンビニ収納を初め、電子マネー収納やマルチペイメントネットワークなどの導入に向けた検討を加速すべきと考えます。その上で、マイナンバー制度や今後進化するであろうICT（情報通信技術）を活用した納付方法の調査研究を進めるべきと考えるところであります。

なお、マルチペイメントネットワークとは、税金や公共料金などの収納を行う企業や公共団体と金融機関を共通のネットワークで結び、利用者が身近な機関や方法で料金の支払いをできるようにする仕組みのことです。

3点目に、滞納防止策のさらなる検討について。

本市における国民健康保険税の収納率は、平成30年度で現年度分96.40%、滞納繰越分19.30%、総体では87.15%となっており、他の市税の収納率を大きく下回る状況にあります。これは、本市のみならず、他自治体でも同様の傾向にあり、滞納繰越分に係る収納率の向上が課題と考えるところであります。

税負担の公平、公正を堅持し、安易に滞納させない意識づくりに向けた啓発や、夜間窓口を市税の相談窓口として納税相談の強化が必要と考えるところであります。

4点目に、外国籍の個人や法人による不動産取得の滞納等への対応策の検討について。

近年、本市においても外国籍の個人や法人による土地、家屋の取得が進み、昨年7月末現在では、これらの者によると思われる不動産の所有は、土地88件、家屋54件となっています。

今後も外国籍の個人や法人による不動産取得が進むことが想定されるため、滞納防止に努めるとともに、万が一、滞納となった場合における対策を検討するべきと考えるところであります。

5点目に、職員の能力開発とノウハウの継承について。

職員の能力開発については、毎年、担当者の研修を行うなど、スキルアップに取り組んでいるが、税務の専門職ではなく、一般行政職であるため、人事異動などにより、滞納処分などの専門ノウハウの継承がされにくい面があると推測されるところであります。

また、一般的に、小規模自治体ほど徴収事務の件数に見合った人員の確保が十分にできないと言われていたことから、徴収事務の効率的・効果的執行が望まれますが、専門ノウハウの継承が重要と考えることから、研修やOJT（実際の職務を通じた研修）による組織内でのノウハウの継承に努めるべきと考えるところであります。

なお、事務調査報告書の全文については、市議会のホームページにも掲載いたしますので、ごらんください。

以上、申し上げまして、総務文教委員会からの事務調

査報告といたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒岩岳雄君）** ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、健康増進に向けた取り組みについて。

市民福祉委員長本間敏行君。

**○市民福祉委員長（本間敏行君）** -登壇-

市民福祉委員会より、調査第5号、健康増進に向けた取り組みについての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、第二次富良野市健康増進計画とその中間評価、データヘルス計画、ふらの健康マイレージ事業及び本年度から取り組まれる高齢者保健事業について調査を進めてきたところです。

平成25年3月に策定された第二次富良野市健康増進計画は、その対象を胎児期（妊娠期）から高齢期までの全市民とし、10年後の目標値を掲げております。

平成30年3月に実施された中間評価によると、策定時よりも悪化していると評価された項目は、主に、がん検診の受診率、日常における運動生活習慣者の割合となっており、がんは本市の死亡原因の第1位でもあることから、市民のがん検診の受診率が減少していることへの対策が重要であります。

本委員会がこれまで調査してきた中では、課題として、特定健診やがん検診の受診率の向上、生活習慣病の発症予防、重症化予防の啓発、成人の約7割いると言われる健康無関心層へのアプローチ、ふらの健康マイレージ事業の拡充と啓発、各種健診データの一元管理、地域との連携が挙げられました。

健康寿命の延伸とは、日常生活に制限のない期間を延ばすことを言いますが、担当部局と意見交換をする中で、要支援の状態になる手前の段階にあるフレイル状態、いわゆる虚弱状態のうちにリハビリや生活改善を行うことによって、健康な状態に戻ることが可能だということもわかりました。フレイル予防に取り組むことは健康寿命の延伸に効果的ではあると考えますが、それには、市民がみずからの健康状態がどの段階にあるかを知ることが必要になってきます。

本市の各種健診（検診）について調査したところ、生活習慣病の予防効果が高いと言われる若い世代からの受診率を定着させるため、20歳から39歳の若年者健診を本人負担なしで受けられるようにするなど、さまざまな取り組みによって健診を受診する機会の拡大に努めていますが、市民の大きな行動変容にはつながっていない状況

です。

また、国民健康保険加入者のうち、生活習慣病等で市内の病院へ通院している場合などに、情報提供の協力をいただくことで、特定健診を受診したものとして保健指導を受けられることは、なかなか市民に浸透していないと思われます。

しかしながら、国保データベースシステムの整備によって、個別の支援が必要と思われる対象者を抽出することが可能となり、本市の課題に優先的な取り組みを行いながら、従来から取り組んでいる母子保健事業や特定健診におけるヘルスアップ事業の推進により、市民全体の健康意識の向上に向けた情報発信に期待するところであります。

健康増進を推進するための方策としては、将来的に健康データの一元管理によって経年分析を行い、疾病傾向、健康状態の変化を捉え、エビデンスに基づいた疾病予防の啓発と取り組みを行うことで、健康寿命の延伸、医療費抑制につながると考えます。また、連合町内会、社会福祉協議会、ボランティア団体、ラジオ放送など地域の資源を生かして幅広く参加を促す仕組みが必要ではないかとの意見が出されたところです。

これまでの調査経過を踏まえ、本委員会では、次の5点について意見の一致を見た次第です。

1、特定健診やがん検診の受診率向上のため、また、日常の身体活動量（自然と歩きたくなる仕組みづくり、ラジオ体操など）の増加に向け、特に若年層を中心に見られる健康無関心層へのアプローチ、啓発に取り組まれない。

2、ふらの健康マイレージ事業は、自分自身の健康に関心を持つきっかけづくりとして有効だと考える。地域や各種団体と連携しながらさらなる啓発に取り組み、市民の健康意識の向上と活動に参加しやすい体制を整えるため、ポイントを付与する対象事業と特典の拡充について検討されたい。

3、高齢者の保健事業として、健康と要介護の間にある状態から健康な状態に戻すため、フレイル予防やサルコペニアに関する丁寧な説明を行うなど、今後もふれあいサロンや老人クラブなどの地域の通いの場へ積極的にかかわり、健康寿命の延伸に向けた効果的な取り組みを推進されたい。

4、各部署で管理されている乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期までの健康に関するデータを一元管理し、経年で分析できるよう、国の動向も見きわめながらICTを活用し、各種健診（検診）データを一元化する仕組みについて研究されたい。

5、市民が住みなれた地域でいかに健康寿命を延ばし、自分らしく暮らし続けられるかは、今後のまちづくりにおいても大事な視点である。健康増進の取り組みは、各

部署間で連携し、横断的に取り組むことはもちろん、市民の協力なしには実現できないものである。全ての市民が健康で幸せが実感できる健幸都市ふらのの実現に向けて、市民の健康はまちの財産であることを積極的に発信されたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げます。市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、ワイン事業について。

経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

経済建設委員会より、令和2年第1回定例会において調査の許可を得ました調査第2号、ワイン事業についての調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出並びに説明を求め、原料ブドウの栽培戸数、面積、収量、買い取り方法、ふらのワインとぶどう果汁の製造本数について調査を進めてまいりました。

富良野市ワイン事業は、農業振興の一環として傾斜地や石礫地の農地の有効活用を図り、農家の所得向上を図るとともに、食文化の向上を目指し、昭和47年に富良野市ぶどう果樹研究所の設立を機に事業はスタートして以来、令和4年に50周年を迎えます。

富良野地方の気候、風土と土地条件がヨーロッパに似ていることから、良質なブドウを収穫することができ、今日では富良野市を代表する特産品としての地位を築いております。また、例年、国産ブドウを原料とするワインの品質を評価する日本ワインコンクールにおいても、高く評価されているところです。

令和元年度、原料ブドウの栽培農家は21戸、耕作面積28.2ヘクタールにおいて、糖度の高い良質な原料ブドウの栽培に努められ、また、市直営圃場では、原料用ブドウの栽培のほか、近年の富良野地方の気候、風土に適した品種の試験栽培や選定を行いながらワインと果汁の製造を行っているところであります。

しかしながら、今年度よりぶどう果汁の製造を一時休止し、全ての原料をふらのワインに切りかえることとされ、ワイン事業は、原料不足の課題を抱えていると言えます。今後は、現地調査を実施し、生産現場の状況や原料確保に向けた取り組み等について調査を深めたいことから、継続調査を求めるものであります。

以上、経済建設委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた  
します。

調査第2号についての委員長報告は、中間報告であり、  
継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号については、継続調査とすること  
に決しました。

以上で、経済建設委員会の報告を終わります。

所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

---

#### 日程第5 監査委員報告

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、監査委員報告を議題  
といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和元年度1月分  
から4月分の4件及び令和2年度4月分の1件であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報  
告を終わります。

---

#### 日程第6

##### 議案第13号 富良野市教育委員会委員の任命に ついて

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議案第13号、富良野  
市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第13号、富良野市教育委員会委員の任命について  
御説明申し上げます。

富良野市教育委員会委員の津山正樹氏は、令和2年6  
月17日をもって任期満了となりますので、引き続き、津  
山正樹氏を富良野市教育委員会委員に任命いたしたく、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項  
の規定により、議会の同意を求めらるるものでございま  
す。

なお、津山正樹氏の経歴につきましては、別紙のと  
おりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申  
上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行いま  
す。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件  
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件任命について、同意することに御異議ございま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、任命に同意することに決しました。

---

#### 日程第7

##### 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につ いて

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、諮問第1号、人権擁  
護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説  
明申し上げます。

本市の人権擁護委員山口悦子氏は、令和2年9月30日  
をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人  
権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員  
法第6条第3項（8ページで訂正）の規定に基づき、議  
会の意見を求めるものでございます。

なお、山口悦子氏の経歴につきましては別紙のと  
おりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申  
上げます。

御訂正をお願いいたします。

説明文中、人権擁護委員法第6条第3項の規定とある  
ところを第4項の規定と読みましたので、正しくは、第  
6条第3項の規定に基づきというふうに御訂正をいた  
できます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございま  
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた  
します。

本件について、適任と認めることに御異議ございま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

---

#### 日程第8

##### 報告第1号 繰越明許費繰越計算書につ いて

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度富良野市一般会計補正予算第6号及び第7号において設定いたしました繰越明許費について調製を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

令和元年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の2款総務費1項総務管理費の防災放送設備整備事業は、電波法等関係法令に定める手続に時間を要したため、6款農林業費1項農業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、道営草地畜産基盤整備事業、9款教育費1項教育総務費の樹海義務教育学校整備事業及び学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算事業に伴うもの、9款教育費2項（9ページで訂正）小学校費の扇山小学校校長寿命化改修事業は、国の事業繰り越しに伴うもの、7款商工費1項商工費の地域振興消費拡大推進事業は、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限がそれぞれ令和2年度に及ぶため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

9款教育費2項小学校費の扇山小学校校長寿命化改修事業というところを、9款教育費1項小学校費というふうにご説明させていただきました。正しくは9款教育費2項小学校費でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第9

議案第1号から議案第12号（提案説明）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、議案第1号から議案第12号まで、以上12件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、令和2年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ3億2,245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億4,928万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

16ページ、17ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、ふるさと納税の推進と新型コロナウイルス対策として、農産品の消費拡大及び雇用の創出を図るためのふるさと納税推進事業交付金、宝くじの社会貢献広報事業としての自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、北大沼区会会館の備品整備を行うコミュニティ助成事業補助金、情報運営管理事業費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用対策として、スマートシティ戦略室における会計年度任用職員報酬ほか経費、住民情報システム運営管理事業費の年金生活者支援及び生活困窮者就労準備支援に係る住民情報システム修正委託料、地域防災事業費の新型コロナウイルス対策における備蓄品を整備する文具・消耗器材及び印刷代と器具購入費、防災放送設備整備事業に伴う電気料の燃料及び光熱水費の追加、5項統計調査費で、基礎統計調査に要する会計年度任用職員報酬ほか経費の追加、6項監査委員費で、会計年度任用職員報酬ほか経費の減額、差し引きいたしまして1,018万7,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、医療給付業務における会計年度任用職員給料ほか経費、生活困窮者自立支援の需要に対応するための住宅確保給付金の追加、新型コロナウイルス対策による戦没者追悼式中止の文具・消耗器材及び印刷代ほか必要経費の減額、2項児童福祉費で、助産施設扶助費の令和元年度分助産施設措置費国庫負担金精算返還金及び助産施設措置費道費負担金精算返還金、認可保育所運営費の会計年度任用職員の通勤手当に当たる委員費用弁償及び旅費の追加、3項生活保護費で、被保護者健康管理支援事業の創設に伴い必要となるシステム機能のプログラム使用料の追加、差し引きいたしまして245万1,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、保健センター会議室の音響設備を整備する器具修繕料、ハイランドふらのの固形燃料ボイラー設備を改修する固形燃料ボイラー整備工事費、3,444万2,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業委員報酬改定による委員報酬、総合行政情報システムとの連携による農地情報公開システム修正委託料、国の交付金事業を活用する強い農業・担い手づくり事業費補助金、スマート農

業の促進を図るスマート農業研究会支援業務委託料、新型コロナウイルス対策として拡大支援を行うスマート農業導入負担軽減緊急対策補助金、北海道農業用ハウス被害防止計画に基づく農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、鹿柵管理体制継続のため支援を行う鹿柵管理体制整備支援事業費助成金、4,808万4,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、新型コロナウイルス対策の対応経費として富良野商工会議所に補助する中小企業経営改善指導事業等補助金、新型コロナウイルス対策として地元店舗を応援するための地域振興消費拡大推進事業補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止と新しい生活様式に対応する取り組みに支援する中小企業振興総合補助金、富良野産農産物、物産品の販売を支援する富良野産消費拡大緊急対策事業費の事務処理委託料、ウイチャットを核とするデジタルサービスの導入やイベントの開催を通じ、富良野版スマート観光の推進を図るデジログエキスポ実行委員会交付金、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光事業者の経営を応援する観光事業者経営応援金、中心街活性化センター駐車場の区画線補修を行う中心街活性化センター管理協定負担金の追加、観光業務に携わる会計年度任用職員給料ほか経費の減額、差し引きいたしまして1億4,446万4,000円の追加でございます。

8款土木費は、3項河川費で、道委託金の確定に伴う樋門・樋管操作管理委託料5万円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による教育対策に寄与するとして寄附金を積み立てる教育基金積立金、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末の整備、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備を図るICT教育推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代、通信運搬費、器具購入費、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により懸念される富良野産農産物（13ページで訂正）の販売減少を踏まえ、地元農産物を活用した食の教育として、富良野産農産物活用食育推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代の追加、新型コロナウイルス対策による音楽大行進中止の富良野市音楽大行進実行委員会交付金の減額、2項小学校費で、布部小中学校事務補助員の会計年度任用職員報酬ほか経費の減額、差し引きいたしまして8,277万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、被生活保護者健康管理支援事業創設による生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の追加、2項国庫補助金で、被生活保護者健康管理支援事業創設による生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、生活困窮者就労準備支援による生活保護

適正実施推進事業補助金、GIGAスクール構想による公立学校情報機器整備費補助金、デジログエキスポによる地方創生推進交付金、国の支援による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、3項委託金で、年金生活者支援による基礎年金等事務委託金の追加、1億4,841万3,000円の追加でございます。

16款道支出金は、2項道補助金で、事業適用による農業委員会活動促進事業補助金、北海道農業用ハウス被害防止計画による農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、国の交付金事業を活用する強い農業・担い手づくり事業費補助金の追加、3項委託金で、道費確定による樋門・樋管操作管理委託金の追加、3,727万2,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと納税推進事業の取り組みによるふるさと応援寄附金、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による教育対策に寄与する教育総務費寄附金、362万3,000円の追加でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金5,507万円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、会計年度任用職員採用による社会及び労働保険料、新型コロナウイルス対策に要する備荒資金組合交付金、宝くじの社会貢献広報事業としての自治総合センターコミュニティ助成金、7,807万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ481万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,625万8,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

6款保健事業費は、2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費で、特定健診受診率向上支援等共同事業委託料481万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款道支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、特別交付金481万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、非常勤の特別職として報酬及び費用弁償を支給するその他の者のうち、学社融合推進委員会委員を地域学校協働活動推進委員会委員へ名称変更することに伴

い、改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

本市においては、平成11年度から富良野市学者融合推進委員会を組織し、学社融合事業の推進、研修会の開催、実践収録の発刊などに取り組んでいるところでありますが、平成29年3月の地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正により、従来の支援から、連携・協働を目指す新たな体制構築が推進され、また、令和2年3月に改正された学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領においては、地域学校協働活動推進員等の配置が要件とされており、本市においても、従来の学社融合推進委員会を基盤に、コーディネート機能の強化とコミュニティ・スクールなどの連携を図り、多様で継続的な地域学校協働活動の実施を図るため、別表中、学社融合推進委員会委員を地域学校協働活動推進委員会委員に改めようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、本年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、富良野市税条例を改正するものでございます。

以下、条を追って、その概要について御説明申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の一部改正で、このうち、附則第10条並びに第10条の2は、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例が地方税法において追加されたことに伴う規定の修正並びに追加でございます。

附則第15条の2は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策として、令和元年10月から実施されている軽自動車購入時の軽自動車税環境性能割の軽減措置期限が、本年9月から令和3年3月末まで半年間延長されたことに伴う改正でございます。

附則第18条の10は、地方税法において、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の特例が規定されたことに伴う規定の追加でございます。

附則第21条は、新型コロナウイルス感染症等に係る都市計画税の課税標準の特例が地方税法において追加されたことに伴う規定の修正でございます。

第2条は、同じく富良野市税条例の一部改正でございます。

附則第10条、第10条の2、第18条の11、第18条の12及び第21条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例並びに住宅借入金等特別税額控除の特例が地方税法において追加されたことに伴う規定の修正並

びに追加でございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和3年1月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の通知カードが廃止されたことから、別表中、個人番号の通知カードの再交付手数料を削るものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、国の子ども・子育て会議の、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針についてにおいて、さまざまな対応の活用により、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合においては、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とすべき、加えて、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しては、居宅訪問型保育を実施することが可能であることを明確化すべきであるとされ、子ども・子育て支援制度の基準として参酌している厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第6条は、家庭的保育事業者等による保育の提供（13ページで訂正）を受けていた利用乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときには、連携施設の確保を不要とするものでございます。

第37条は、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する基準に、母子家庭等の乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、政府の新型コロナウイルス感染症対応の一環

として、内閣府令により、新型コロナウイルス感染症への対応等、公衆衛生対策の観点から保育所等を臨時休園等する場合、保育の提供がなされなかった期間を除いて利用者負担額を日割り計算できるように措置されたことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、国が、特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象を全都道府県とするともに、北海道を特定警戒都道府県とした令和2年4月16日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、国の子ども・子育て会議の、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針についてにおいて、さまざまな対応の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とすべきであるとされ、内閣府令が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第42条は、特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた満3歳未満保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるような必要な措置を講じているときには、連携施設の確保を不要とするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件となっている研修の修了について、都道府県知事、指定都市に加え、中核市の長が実施する研修についても対象にできることとなったことから、中核市の長が実施する研修を受講の対象に追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の改正により、国

民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ並びに租税特別措置法の改正に伴う特例の追加及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第2条は、基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額を改めるものでございます。

第21条は、国民健康保険税の減額基準及び減額する額を改めるものでございます。

附則第4項及び第5項は、租税特別措置法の改正に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を追加するもの及び文言の整理でございます。

附則第14項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、令和2年2月1日以後、令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税を減免する特例を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。

なお、令和元年度までの国民健康保険税については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、令和2年度以降における低所得者の介護保険第1号被保険者保険料の軽減をしようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条は、保険料水準の上昇や消費税引き上げに伴う低所得者対策強化の観点から、平成27年度より低所得の高齢者の介護保険料の負担軽減を一部実施しているところであり、令和2年4月から保険料軽減の完全実施を行うこととし、介護保険第1号被保険者の保険料のうち、第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、令和元年度までの保険料は、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市民交通傷害保障条例の廃止について御説明申し上げます。

本件は、昭和44年より、交通事故が多発し、交通戦争と言われていた時期に、交通事故に遭った市民の見舞金を目的として条例を制定し、制度の運用を図ってまいりましたが、現在は、民間の保険制度の充実、自動車の任意保険加入率の上昇により、本条例に基づく保険の必要性が低下しており、加入者数は年々減少してきているところであります。

また、保険の引き受け会社である損害保険ジャパン株式会社より、令和3年1月をもって当保険の引き受けを停止する旨の連絡があり、新規に当保険を引き受ける保険会社もないことから、本年の保険期間満了の9月30日をもって本条例を廃止しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第1号の歳出の9款教育費の説明の中で、1項教育総務費のICT教育推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代、通信運搬費、器具購入費、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により懸念される富良野産農産物の販売減少というところを、畜産物というふうに説明いたしました。正しくは農産物でございますので、御訂正をお願いしたいというふうに思います。

それから、議案第6号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての中の第6条の説明で、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児の保育の提供というところを、家庭的保育事業者等による保育の認定を受けていた利用乳幼児の保育の提供というふうに説明いたしました。

正しくは、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児と御訂正をお願い申し上げたいと存じます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件12件の提案説明を終わります。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明11日、12日、15日、16日は議案調査のため、13日、14日は休日のため、休会であります。

17日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時18分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2年 6月 10日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 小 林 裕 幸

署名議員 大 栗 民 江